

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第43号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(計画書)</p> <p>第2条 省令<u>第4条第1号</u>に掲げる開発行為に関する計画書には、防災計画その他知事が別に定める事項を記載するものとする。</p> <p>(許可事項の変更)</p> <p>第3条 法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合であって次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 開発行為に係る森林の土地の面積を1ヘクタールを超えて増加するとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(地位の承継届)</p> <p>第9条 事業者から許可に係る行為を行う権原を取得した者は、遅滞なく、様式第13号による林地開発行為地位承継届に省令<u>第4条第3号</u>に掲げる書類及び当該開発行為を行う権原を取得したことを証する書類を添付し、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(計画書)</p> <p>第2条 省令<u>第4条第2号</u>に掲げる開発行為に関する計画書には、防災計画その他知事が別に定める事項を記載するものとする。</p> <p>(許可事項の変更)</p> <p>第3条 法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可を受けた者（以下「事業者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとする場合であって次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 開発行為に係る森林の土地の面積を1ヘクタール <u>(政令第2条の3第2号に掲げる行為にあつては、0.5ヘクタール)</u> を超えて増加するとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(地位の承継届)</p> <p>第9条 事業者から許可に係る行為を行う権原を取得した者は、遅滞なく、様式第13号による林地開発行為地位承継届に省令<u>第4条第4号から第7号まで</u>に掲げる書類及び当該開発行為を行う権原を取得したことを証する書類を添付し、知事に提出しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

変 更 の 内 容	
-----------	--

を

変 更 の 内 容	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	

に改め、同様式（注）を次のように改める。

（注）

- 1 土地の面積の変更の場合は、開発行為に係る森林の土地の面積欄に、変更前と変更後の面積を対照させて記載してください。
- 2 防災上必要な措置について変更がある場合は、開発行為の施行体制の欄に工事施工者の氏名及び電話番号を記載するとともに、当該工事施工者に防災上必要な措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付してください。
- 3 備考欄には、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価に係る手続の状況（当該手続を必要とする場合に限る。）を記載してください。

様式第2号（注）2中「並びに申請者、設計者及び工事施工者の氏名及び電話番号」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第1号により提出されている申請書は、改正後の様式第1号により提出された申請書とみなす。